

オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第25条 届出事項の変更</p> <p>お客様は、本サービスの利用にかかる<u>申込書等の記載事項</u>に変更がある場合は、当社所定の書面にて、当社に直ちに届け出るものとします。<u>申込書等の記載事項</u>に関してこの届出の前に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>第27条 規定の変更</p> <p>本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と<u>して認めた</u>場合には、変更されることがあります。</p> <p>附 則</p> <p>この取扱規定は、<u>平成26年</u>4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第25条 届出事項の変更</p> <p>お客様は、本サービスの利用にかかる<u>届出事項</u>に変更がある場合は、当社所定の<u>手続きにより</u>、当社に直ちに届け出るものとします。<u>届出事項</u>に関してこの届出の前に生じた損害について、<u>当社はその責を負わないものとします。</u></p> <p>第27条 規定の変更</p> <p>本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。<u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附 則</p> <p>この取扱規定は、<u>2020年</u>4月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>